

第四十八回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 三 号

昭和四十年三月二十九日(月曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 渡海元三郎君

理事 上村千一郎君 理事 小澤佐重喜君

理事 坂田 道太君 理事 南 好雄君

理事 二宮 武夫君 理事 山中 吾郎君

理事 大石 八治君 理事 大石 武一君

理事 亀岡 高夫君 理事 川崎 秀二君

理事 谷川 和穂君 理事 床次 徳二君

理事 中村庸一郎君 理事 松山千恵子君

理事 落合 寛茂君 理事 川崎 寛治君

理事 長谷川正三君 理事 前田榮之助君

理事 柳田 秀一君 理事 鈴木 一君

出席国務大臣

文 部 大 臣 愛知 揆一君

出席政府委員

大蔵政務次官 鐵治 良作君

文部政務次官 押谷 富三君

文部事務官 (大臣官房長) 西田 剛君

文部事務官 (体育局長) 前田 充明君

委員外の出席者

文部事務官 (体育局長) 諸沢 正道君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

文部事務官 (体育局長) 田中 彰君

太郎君及び足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

参考人出頭要求に関する件

オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出第七四号)

○渡海委員長 これより会議を開きます。

連合審査会開会の件についておはかりいたします。

本委員会において審査中のオリンピック記念青少年総合センター法案について、体育振興に関する特別委員会から連合審査会開会の申し入れがあります。これを受諾し、連合審査会を開会いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、ただいまの連合審査会には本委員会休会后直ちに開会いたしたいと存じますので、さよう御了承願います。

○渡海委員長 次に、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

オリンピック記念青少年総合センター法案について参考人としてオリンピック東京大会組織委員会事務次長佐藤朝生君から意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、本参考人につきましては、このあと直ちに開会予定の体育振興に関する特別委員会との連合審査会においてその意見を聴取いたしたいと存じますので、さよう御了承願います。

連合審査会散会后再開することとし、暫時休憩いたします。

午前四時四十二分休憩

午後五時六分開議

○渡海委員長 これより文教委員会を再開いたします。

オリンピック記念青少年総合センター法案を議題といたします。

他に質疑がございませんか。——なければ、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○渡海委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡海委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、本案に対して、自由民主党、日本社会党、及び民主社会党を代表して上村千一郎君外六名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず提出者から趣旨説明を聴取いたします。上村千一郎君。

○上村委員 私は自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、本案に附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。まず案文を朗読いたします。

オリンピック記念青少年総合センター法案に対する附帯決議(案)

オリンピック記念青少年総合センターの設置の目的にかんがみ、政府は左記の措置を講ずべきである。

一、オリンピック選手村跡施設中国税庁職員宿舍として使用予定の土地、建物(六棟)の使用期間は、二ヶ年以内とすること。

二、右の施設使用期間終了とともに当該土地、建物は、青少年総合センターに追加出資すること。

次に、趣旨説明について申し上げます。趣旨説明は、本文教委員会並びに本日の文教委員会体育振興に関する特別委員会の合同審査における質疑応答の要旨をもつて趣旨説明にかえたと思っております。

以上でございます。

○渡海委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡海委員長 御異議なしと認め、よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、愛知文部大臣及び鐵治大蔵政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。愛知文部大臣。

○愛知国務大臣 ただいまの御決議につきまして、大蔵当局と協議の上、附帯決議の趣旨がすみやかに実現されるようにいたします。

○渡海委員長 鐵治大蔵政務次官。

○鐵治政府委員 先刻大蔵大臣と連絡をとりましたが、大臣にかわりまして御答弁申し上げます。

政府としては、御決議の内容と御意をもちてこれが実現できるようにいたします。

○山中(吾)委員 大蔵次官に、いまお答えになった内容について、念のためにお聞きいたしたいと思っております。

「実現できるようにいたします」ということと実現いたしますということとは、同じ意味と考えて

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

昭和四十年三月二十九日

第一類 第六号

文教委員会議録第十三号

よろしゅうございますか。

○鐵治政府委員 趣旨は同様でございます。

○渡海委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○渡海委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡海委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会